

**中国におけるビジネスモデル特許保護適格性に対する最高人民法院判決**  
**～DX時代における保護適格性判断～**  
**中国特許判例紹介(129)**

2025年1月10日

執筆者 所長弁理士 河野 英仁

1. 概要

専利法第2条では「発明とは、製品、方法、又はその改良について出された新しい技術」とされているが、単純なビジネス方法は、人類の智力活動規則に属し、技術手段を採用せず、技術課題を解決せず、かつ、技術効果をもたらさず、専利法の保護客体に属さない。

本事件では SNS プラットフォーム上での共同購入を実現する処理方法について特許出願がなされ、保護適格性の有無が争点となった。

最高人民法院は、請求項に記載の発明全体からすれば、本発明は技術的課題を解決すべく技術手段を採用して技術的効果を奏するものであるとして、保護適格性を有さないとした知識産権局復審委員会の決定<sup>1</sup>及び北京知識産権法院の第1審判決<sup>2</sup>を取り消した<sup>3</sup>。

2. 背景

(1)特許の内容

北京京東尚科情報技術有限公司は「自動改変数値をシェアする方法」と称する発明特許(201610009262.3,CN105678627)を国家知識産権局に申請した。本発明は SNS プラットフォーム上での共同購入に関する技術である。争点となった請求項1は以下のとおりである。

“1.自動で残金を清算する方法において：

第二ユーザの、第一ユーザからのシェアリンクを通じたシェアプラットフォームの訪問に応じて、前記シェアリンクの復号を通じて、第一ユーザ標識及び商品標識を取得し、かつ前記第一ユーザ標識及び商品標識を識別ファイル中に記憶し；

第二ユーザの登録操作の完了に応じて、識別ファイル中に第一ユーザ標識を含む場合、前記識別ファイル及び第二ユーザ標識を対応付け、かつ前記識別ファイル、第二ユーザ標識、及び、前記識別ファイルと第二ユーザ標識との間の対応関係を、シェアプラットフォームの

---

<sup>1</sup> 国家知識産権局復審委員会決定 第286442号

<sup>2</sup> 北京知識産権法院2022年10月25日判決(2022)京73行初6302号

<sup>3</sup> 最高人民法院2024年6月27日判決(2023)最高法知行終91号

一次保存ファイル中に記憶し；

第二ユーザからの注文の受信に応じて、前記一次保存ファイル中の前記第二ユーザ標識に対応付けた識別ファイルが、前記商品標識及び前記第一ユーザ標識を含むか否かを確定し、前記識別ファイルが前記商品標識及び前記第一ユーザ標識を含む場合、前記第一ユーザの招待情報数を補正し；招待情報数に基づき、段階的に前記第一ユーザの最終的に支払われる価格を更新し、前記第一ユーザに、前記最終的に支払われる価格に基づき、決済させる。”

## (2)訴訟の経緯

国家知識産権局復審委員会は、本出願は専利法第2条に規定する発明には該当しないとして拒絶の決定を下した。出願人は決定を不服として北京知識産権法院に控訴した。北京知識産権法院は、下記の理由により復審委員会の決定を維持する判決を下した。

請求項1が保護を要求するのは自動残金清算方法であり、処理対象は清算残金であり、解決すべき課題は如何にユーザシェアリンクの動機づけを増強するか、さらに製品の販売を促進することであり、技術的課題を構成しない。

採用する手段は指定された規則に従い、関連データに基づき残金数値を補正することであり、自然法則の制限を受けず、それゆえ技術手段を利用していない。該方案が獲得する効果は共同購入モデルを通じて、人が多くなればなるほど価格が安くなることを実現するものであり、SNS手段を利用して商品のシェア率を増大し、それにより低コストで製品の露出を増大させ、販売及びブランドの宣伝力を増大させ、その効果は単に製品販売を促進することであり、自然法則の技術効果に符合しない。

出願人は決定を不服として最高人民法院に上訴した。

## 3.最高人民法院での争点

**争点：保護適格性を有するか否か**

## 4.最高人民法院の判断

**判断：保護適格性を有する**

本案二審の争点は、本申請が保護適格性を有するか否かである。

専利法第2条第2項は以下の通り規定している：

発明とは、製品、方法、又はその改良について出された新しい技術をいう。

単純なビジネス方法は、人類の智力活動規則に属し、技術手段を採用せず、技術課題を解

決せず、かつ、技術効果をもたらさず、専利法の保護客体に属さない。しかしながら、コンピュータをキャリアとするインターネット技術の急速な発展に伴い、伝統的なビジネス方法と現代のインターネット技術との結合が日に日に緊密となっており、この種の技術特徴を有するビジネス方法特許申請は、通常コンピュータハードウェア設備あるいはソフトウェアプログラムをキャリアとして、その発明目的を実現し、ビジネス方法を、技術的アプリケーションによって具体的に実現するものである。

この種の技術特徴を含むビジネス方法申請が技術方案を構成し、専利法第 2 条第 2 項に規定する発明特許保護客体に該当するか否かを判断する場合、当業者の角度から出発し、請求項の方案を全体として、当該請求項が、自然法則に符合する技術手段を採用し、技術課題を解決しかつ技術効果をもたらしているか否かを総合的に判断しなければならない。該請求項が解決すべき技術課題に対し、自然法則を利用した技術手段を採用し、かつそれにより自然法則に符合した技術効果を奏する場合、該請求項により限定される解決方案は、専利法第 2 条第 2 項に規定する技術方案に属する。

専利法第 2 条第 2 項に基づき、商業規則及び方法の特徴を含む発明特許申請に対し、審査を行う場合、請求項の方案を全体として、請求項に記載の全部の特徴を考慮し、技術特徴のみならず、商業規則及び方法特徴をも含んで、総合的に両者が緊密に結合し、共同である技術課題を解決する技術手段を構成し、かつ対応する技術効果を有しているか否かを判断しなければならない。この過程において、請求項中の技術特徴と商業特徴とを分け、簡単にそれが非技術内容を含んでいることにより、商業上有益な効果を実現しているから、専利法の保護客体に属しないと認定することはできない。

本申請が保護を求めるのは自動で残金を清算する方法であり、典型的なコンピュータプログラムをキャリアとするビジネス方法申請であり、専利法の保護的客体に属するか否かを判断する場合、当業者の角度から出発し、請求項の方案を全体として“客体三要素”を満たすか否かの判断基準、すなわち、技術手段を採用し、技術課題を解決し、対応する技術効果を奏しているかを判断しなければならない。

本申請の背景技術部分は、現有のシェアモデル下では、ユーザはシェアする動機付けを欠くという現状を記載しており、この課題に対し“共同購入(中国語では拼购)方式を提案しており、デポジット+残金モデルを通じて商品価格を人数の変化に応じて変化させることを実現し、ユーザシェアの動機づけを高める。“共同購入”は一種のビジネスモデルであるが、該商業モデルを実現するためには、本申請の明細書では、従来のシェア技術は不十分であることを指摘しており、商品情報のシェアに関して言えば、商品情報のシェアを単に SNS プラットフォームにのせているだけであり、該シェア情報に対し後続の追跡を実現すること

はできず、どのユーザが該シェア情報を通じて商品を注文できるかを確定できず、この技術上の欠陥は技術課題に該当する。

技術課題を解決するために、本申請は商品情報をシェアする場合、シェア情報の第一ユーザ標識及び商品標識を暗号化した後にシェアリンク中に含め、第二ユーザが該シェアリンクをクリックした場合、シェアリンクを復号して第一ユーザ標識及び商品標識を得て、かつ識別ファイル中に記憶し；第二ユーザの登録完了を待って、第二ユーザ標識及び該識別ファイルを対応付け、対応関係をシェアプラットフォームの一次保存ファイル中に記憶し、これにより、第二ユーザの注文後、一次保存ファイルの検索を通じて第二ユーザに対応付けられた識別ファイル中に第一ユーザ標識及び商品標識が存在するか否かを判断することができ、したがって第二ユーザが第一ユーザのシェアリンクを通じて注文したか否かを確定することができる。

このことから、本申請方案は少なくとも情報の暗号化・複合、対応付け記憶、データのマッチング等の技術手段を採用して、如何にどのユーザがシェア情報を通じて商品注文を行ったかを確定するという技術課題を解決しており、これによりシェアリンクの使用状況を正確に判断することができるという技術効果を奏する。招待情報に基づき残金の数値を更新することについては、上述の技術課題を解決した後に採用されるビジネス上の操作に過ぎず、この種の操作またはその他の操作は必ずしも本申請方案が注文を追跡することにより体现される技術性を否定するものではない。それゆえ、本申請請求項 1 が保護を求める方案は、専利法第 2 条第 2 項に規定する技術方案に属する。

その他、指摘しておくべきは、新技術、新領域、新業態が、絶え間なく湧き出ている背景において、適度に特許客体審査基準を緩やかにすることは、より科学技術進歩及び経済社会発展の時代要求により符号するものであり、また創造主体の創造能力をより鼓舞するのに有利である。特にデジタル数字経済の急速な発展に伴い、特許客体審査と実質審査のそれぞれ異なる機能を統一的に計画してさらに注意深く運用しなければならず、ビジネス方法特許に対し客体審査を行う場合、一見して明らかに技術方案に属しない場合を除き、一般的には、相対的に緩やかな審査基準を遵守し、保護適格性審査の最低限の機能を発揮し、一方実質審査段階では相対的に厳格な審査基準を遵守し、現有技術との対比を通じて正確に特許申請の技術貢献を評価し、公平・合理的に特許権の保護範囲を確定すべきである。

本案において、本申請の請求項で限定する技術特徴が公知常識に属するか否か、該技術特徴が本申請で解決すべき課題に対し技術的貢献をもたらしているか否かは、原則として新規性及び創造性の審査内容に属し、実質審査の基準に保護客体の問題を組み入れて審査することは、保護客体審査基準のレベルを不適切に高めることとなり、ひいては保護を受ける

ことのできる発明創造を専利法の保護外に排除してしまうこととなる。一審判決の本申請の関連技術特徴は公知装置等に属するとの認定内容は、本申請が専利法第 2 条第 2 項の規定に符合するか否かの審査内容を必ずしも判断しておらず、関連する認定は不当である。

## 5. 結論

最高人民法院は保護適格性を有さないとした復審委員会の決定及び第 1 審判決を取り消した。

## 6. コメント

本事件では SNS プラットフォームにおける共同購入処理技術に係る発明の保護適格性の有無が問題となった。最高人民法院は、純粋なビジネス方法は保護適格性を有さないとしながらも、商業規則を特徴とする発明においても請求項に係る発明全体において、特定の技術的課題を解決すべく、技術的手段を採用して技術的效果を奏するのであれば保護適格性を有すると判示した。

中国のオンラインショッピングで普及している共同購入（ピンゴウ）という購入方式ではあるが、SNS におけるシェアリンクにユーザ識別標識及び商品標識を付与し、当該シェアリンクをクリックした後続のユーザ識別情報をさらに対応付けることで、オンライン上の共同購入を効率的に実現する技術であり、日本においても同様に保護適格性を有する発明であるといえる。

本判決でもう一つ重要な点は、DX 時代における産業政策的見地から、保護適格性判断においては原則として従来技術と比較した技術的貢献（**Technical Contribution**）を考慮してはならないとし、保護適格性要件の判断を緩やかにすべきと判示したことである。つまり、中国では、従来技術との対比はあくまで新規性及び創造性（日本の進歩性に相当）等の実質審査の判断時に行うべきとし、新規性及び進歩性判断と、保護適格性判断とを明確に切り分けるよう判示したのである。

英国では保護適格性判断時に従来技術と比較した技術的貢献の有無を考慮しており、また、米国でも特許庁における米国特許法第 101 条の審査ステップ 2B の判断時に追加ソリューションアクティビティがその分野で十分に理解され、日常的かつ慣例的であるかどうかを考慮しており（MPEP 2106.05(g)）、保護適格性判断時に従来技術との比較を行わない中国、日本及び韓国とは異なる明確に異なる。

どちらの判断手法とするかは産業政策にも関わることであるが出願人側としては各国の保護適格性判断基準を的確に理解した上で国毎の判断特性に応じた対応をとることが重要である。

判決日 2024年6月27日

以上